

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策生活支援商品券事業	①物価高騰の影響を受けた地域住民を支援し、地域経済の活性化を図るため、食料品等の購入に使える地域商品券(1人当たり8千円分)を配布する。 ②商品券実施に係る委託料 ③商品券発行事業費401,778千円、印刷製本費4,384千円、通信運搬費144千円、人件費15,600千円、手数料200千円、消耗品費300千円、消費税42,241千円、発送業務委託料11,851千円 合計476,498千円(うち一般財源13,500千円) ④市内に住民登録のある市民	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費負担軽減事業(給食食材価格の高騰に伴う緊急対策事業)	①市内の子どもたちに提供する給食の食材価格が高騰しているため、物価高騰対策として給食食材費の上昇見込分を給食運営委員会等に補助することで、保護者の経済的負担を軽減する。(教職員分は除く) ②給食物価高騰対策補助金 55,566千円 ③小学校…補助単価65円×児童数2,946人×平均給食回数188回 ≒35,947千円 中学校…補助単価69円×生徒数1,544人×平均給食回数183回 ≒19,066千円 幼稚園…補助金額67円×園児数 55人×給食回数150回 = 553千円 合計55,566千円 ④小学校…13校、中学校…7校、幼稚園…1園	R7.4	R8.3
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策生活支援クーポン事業【R6補正分】	①物価高騰の影響を受けた地域住民を支援し、地域経済の活性化を図るため、市民1人当たり2,000円の生活支援クーポンを配布する。 ②クーポン実施に係る委託料 ③クーポン発行事業費95,466千円、印刷製本費2,757千円、通信運搬費3,434千円、手数料10,748千円、消耗品費250千円、広告費400千円、問合せ窓口設置費1,240千円、諸経費3,154千円、消費税11,744千円 合計129,193千円(うち、17,119千円は、No.7に記載のとおりR7予備費を活用する) ④市内に住民登録のある市民	R7.4	R7.12
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策生活支援クーポン事業【R7予備費分】	①物価高騰の影響を受けた地域住民を支援し、地域経済の活性化を図るため、市民1人当たり2,000円の生活支援クーポンを配布する。 ②クーポン実施に係る委託料 ③クーポン発行事業費95,466千円、印刷製本費2,757千円、通信運搬費3,434千円、手数料10,748千円、消耗品費250千円、広告費400千円、問合せ窓口設置費1,240千円、諸経費3,154千円、消費税11,744千円 合計129,193千円(うち、112,074千円は、No.6に記載のとおりR6補正分を活用する) ④市内に住民登録のある市民	R7.4	R7.12
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業の未来をつくるスマート農業推進事業	①農業分野における物価高騰対策として、農業者が購入するスマート農業機械の費用に対して補助金を交付し、農業経営の合理化と営農継続を支援する。 ②機械購入費用の1/2以内の額を補助(購入費用が5,000千円未満の場合は上限1,000千円、5,000千円以上の場合は上限1,500千円) ③補助金19,000千円(1,500千円×6件、1,000千円×10件) ④市内に住所を有する農業経営改善計画認定者(認定農業者)、青年等就農計画認定者(認定新規就農者)等	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	白河っ子小学校入学祝金支給事業	①物価高騰対策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小学1年生の保護者に児童1人当たり5万円の祝金を支給する。 ②子育て世帯に対する給付金 ③給付金20,450千円(5万円×409人)、印刷製本費5千円 ④市に住民登録のある小学1年生の保護者	R7.4	R8.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高対応子育て応援給付金事業(市単独分)	①物価高騰対策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国の物価高対応子育て応援給付金に児童1人当たり5,000円を上乗せして支給する。 ②子育て世帯に対する給付金 ③給付金40,000千円(5,000円×8,000人) ④令和7年9月末時点で児童手当支給対象児童を養育する父母等(公務員も含む)、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた新生児の父母等	R8.1	R8.3